第三十五条第七項第三号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第二十五号及び第四項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日

二　第四項第六号に該当する場合　同号の規定による変更があつた日

別紙様式第十五号1⑷記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第52条の25に規定する基準を満たす銀行持株会社の子会社に対する貸付金及び当該基準を満たす資産（第1条の3の2第2項に基づき金融庁長官が定めるものに限る。）の額を記載すること。ただし、同項に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社のみが記載を行えば足りる。

2　その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第二項第一号中「第五十二条の二十一第一項」を「第五十二条の二十一第二項」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第四条の二第一項」を「第四条の二」に、「第四条の二の八第三項」を「第四条の二の八第三項」に改める。

第四条の二第一項第一号中「この項」を「この条」に、「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「親会社等の子会社等」を「親法人等（令第六条第二項において読み替えられた同条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等」に、「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「）の子会社」を「）の子法人等」に、「及びイ」を「並びにイ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「子会社」を「子法人等」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

第四条の二第一項第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第二項を削る。

第四条の二の五第一項中「第四条の二第一項第一号イからハまで」を「第四条の二第一号イからハまで」に改め、「を所属外国銀行」の下に「（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）」を加え、「第五号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、同項中第二号を削り、同項第三号中「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同号第五号中「この号」の下に「及び第四項第五号」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「第四条の二第一項第二号」を「第四条の二第二号」に改め、同条に次の三項を加える。

3　法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　長期信用銀行の子法人等である外国銀行

二　長期信用銀行を子法人等とする外国銀行

三　長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子法人等である外国銀行（前二号に掲げる外国銀行を除く。）

四　長期信用銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（前三号に掲げる外国銀行を除く。）

4　長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の商号を記載した書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

五　所属外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六　所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第六条の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七　当該長期信用銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面

八　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

九　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

十　当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

十一　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

十二　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三　所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四　第二項第三号に掲げる基準

第四条の二の六第一項及び第二項中「第六条の三第二項」を「第六条の三第三項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とする。

第四条の二の七の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「第四条の二の五第一項第八号及び前条第二項第七号」を「第四条の二の五第一項第七号及び第四項第十号並びに前条第二項第六号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改める。